

野田市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給対象講座指定決定(却下)通知書

第 号
年 月 日

様

野田市長 印

次のとおり決定(却下)しましたので通知します。

			指定番号
氏 名		生年月日	年 月 日
住 所			
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格の有無	有 無		
却下する理由			
注			
<p>1 対象講座の指定後、受講を取りやめた場合又は受講の途中でやめた場合は、その旨を報告してください。</p> <p>2 受講途中に市外に住所を異動した場合は、当該給付金の受給が受けられなくなります。</p>			

教示

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。